

**令和5年度採用****飛島村職員（一般事務職・保育士職）募集**

飛島村職員（一般事務職・保育士職）を次のとおり募集します。

**■一般事務職**

●採用予定人数 若干名

**●受験資格**

①年齢 平成7年4月2日以降に生まれた方

②学歴 大学（短期大学を除く）を卒業（令和5年3月31日までに卒業する見込みを含む）した方

③地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当する方は受験できません

**●給与等**

初任給（給料および地域手当）

令和4年4月1日現在

大学卒 200,000円程度

※経験年数を有する場合は、初任給に加算あり

※他に期末手当、勤勉手当、扶養手当、通勤手当、住居手当等が要件に応じて支給あり

**●試験日**

・第一次試験（教養試験・適性検査・作文）

7月10日（日）

・第二次試験（面接）  
8月中旬～9月上旬

**■保育士職**

●採用予定人数 1名程度

**●受験資格**

①年齢 平成4年4月2日以降に生まれた方

②学歴 大学または短期大学を卒業（令和5年3月31日までに卒業する見込みを含む）した方で保育士の資格を有するもしくは取得見込みの方

③地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当する方は受験できません

**●給与等**

初任給（給料および地域手当）

令和4年4月1日現在

大学卒 207,000円程度

短大卒 188,000円程度

※経験年数を有する場合は、初任給に加算あり

※他に期末手当、勤勉手当、扶養手当、通勤手当、住居手当等が要件に応じて支給あり

**●試験日**

・第一次試験（教養試験・適性検査・作文・専門試験）

7月10日（日）

・第二次試験（面接・実技試験）  
8月中旬～9月上旬

**■共通事項**

●申込書配布および申込期間

5月6日（金）～6月15日（水）

（午前8時30分～午後5時15分）

※郵送の場合も6月15日（水）必着

※土曜・日曜を除く

※募集条件等は変更する可能性があります。

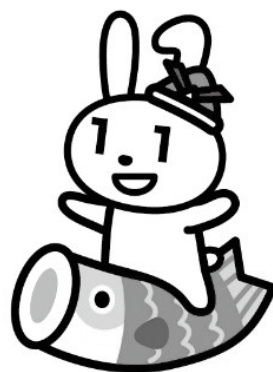
●申込み・問合せ先

総務部総務課



**マイナンバーカードの  
申請をしましょう!**

詳しくは民生部住民課まで



防災行政無線を用いた同報無線の実施

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達訓練を行います。この訓練は、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）※を用いた訓練で、本村以外の地域でも様々な手段を用いて情報伝達訓練が行われます。聞き逃した時などには、音声自動応答サービス（以下に、記事を掲載しております。）をご利用ください。

(1) 訓練実施日時 5月18日(水) 午前11時ごろ

(2) 訓練で行う放送試験

村内56カ所に設置してある同報無線から、一斉に、次のように放送されます。

各家庭の防災ラジオからも同様に放送されますので、この機会に、防災ラジオの作動確認もお願いします。

| 情報伝達手段          | 放送内容                                                                |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------|
| 同報無線<br>(防災ラジオ) | 上りチャイム音<br>+ 「これは、Ｊアラートのテストです。」×3<br>..... 訓練放送文 .....<br>+ 下りチャイム音 |



※Ｊアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

●問合せ先 総務部総務課

同報無線の内容を  
電話で確認できる  
音声自動応答サービス

同報無線で放送した内容は、次の番号へお電話いただくことで確認できます。

聞き逃したとき、聞き取りにくかったときなどにご活用ください。

☎ 0800-1200-15656

県内の固定電話からのみ利用可能  
※通話料は無料です。

☎ 0567-52-1451

携帯電話または県外から利用する場合はこちらをご利用ください。  
※通話料がかかります。

※おかけ間違えのないようにお願いします。

※混雑時には通話中となる場合がありますので、しばらくしてから再度おかけ直してください。

●問合せ先

総務部総務課



有害鳥獣追払いの  
お知らせ

田植えの時期に合わせて、ロケット花火による有害鳥獣（ドバト、カラス、カモ等）の追払いを行います。田植えを行っている場の近くでは、花火の音がすることがあります。ご理解いただきますようお願いいたします。

●問合せ先

開発部経済課





## 飛島村奨学金(給付型)について

教育の機会均等を図り、人材の育成に寄与することを目的に、経済的な理由により修学困難である学生に対して、その学業に必要な資金を給付します。

●**対象者** 次の①～⑥のすべてに該当する方。

- ①大学、短期大学(通信による教育、専攻科、別科および大学院を除く。)に在学すること。
- ②申請者および保護者(父母または父母が申請者の生計を維持していない場合は、その生計を維持している者をいう。以降「保護者」という。)の市町村民税所得割を合算した額が**10万円未満**であること。

※市町村民税所得割を5万円から10万円未満に緩和しました。

- ③成績優秀であること。(5段階評価で平均3.5以上)※大学の成績については換算して計算します。
- ④申請者が本村に3年以上居住していること、または居住していたこと。
- ⑤保護者が本村に3年以上居住していること。
- ⑥申請者および保護者が村税等を滞納していないこと。

●**必要事項** 次の①～⑨の必要なものを郵送か直接教育課へ提出してください。

- ①奨学金支給申請書
- ②推薦書(新大学1年生については卒業した高校が、大学2年生以上については在学している大学が作成したもの。)
- ③成績証明書(新大学1年生については卒業した高校から、大学2年生以上については在学している大学から発行されるもの。)
- ④家庭状況調書
- ⑤代理権授与通知書
- ⑥申請者および保護者の令和4年度課税の課税証明書または非課税証明書(令和4年1月1日時点に本村に住所があった場合は不要。令和4年6月以降に発行されるもの。詳細な発行時期については各市町村税務課に問合せください。)
- ⑦申請者および保護者の住民票の写し(申請時に本村に住所がある場合は不要。)
- ⑧村税納付状況を徴税職員が調査することに同意する文書
- ⑨学生証のコピー(新大学1年生のみ)

※①②④⑤⑧の書類については中央公民館内教育課で配布しています。

または村公式ホームページからダウンロードできます。

●**支給額** 月額2万5000円(年額30万円)

●**申請期限** 6月30日(木)

※直接教育課に提出される場合は、午前8時30分～午後5時15分の間に中央公民館へ来館していただくようお願いします。

(土曜・日曜および祝日を除く)



●**問合せ先** 中央公民館内教育課